

農地法第4条・第5条許可申請添付書類一覧(調整区域内・申請地が4ha以下の場合)

	○・・・必要書類					△・・・必要な場合がある書類				
	自己用住宅	建売住宅	資材置場	駐車場	店舗・倉庫	農家住宅	農業用施設	太陽光発電設備	農地改良千㎡以上	
★印の書類は原本であること。 ●印の書類は、原本または原本の写しであること。										
理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
法人の場合、定款（寄付行為）の写し又は法人の登記事項証明書 ★		△	△	△	△			△	△	
申請土地登記簿謄本（全部事項証明書に限る）★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公図等の写し（申請地は赤で図示し隣接地目・所有者記入）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
位置図（縮尺：25,000分の1程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
案内図（住宅地図等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
配置図（土地利用計画図）	○	○	○	○	○	○	○	○		
排水計画図	○	○			○	○	○			
建物平面図	○	○			○	○	○			
建物立面図	○	○			○	○	○			
平面図、断面図（現況図及び計画図）									○	
構造図								○		
資金調達計画書（土地代金・賃料も含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
見積書●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
土地売買・賃貸借契約書の写し●	○	○	○	○	○	○		○	△	
資力を証する書類（預貯金残高証明・融資証明等）●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
抵当権、仮登記権者等の同意書●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
各土地改良区意見書●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
既存敷地の土地登記簿謄本の写し【敷地拡張の場合】	△	△	△	△	△	△	△	△		
適合証明【農用地区域内一時転用の場合】			△	△	△			△	△	
農業用倉庫（作業場）の建築に係る資料							○			
資材置場の設置に係る資料			○							
駐車場の設置に係る資料				○						
農地改良等の取扱いに関する要綱で示されている書類									○	
免許状等の写し【運送業、廃棄物処理業、古物商等の資格がある場合】		△	△	△	△			△		
相続権確認書類（戸籍謄本・家計図・遺産分割協議書）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
議事録の写し【法人で必要な場合】		△	△	△	△		△	△	△	
道路占用許可・施工承認書の写し（施工箇所が分かるもの）●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
雨水浸透阻害行為許可書の写し●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
水路占用許可書の写し（施工箇所が分かるもの）●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
排水放流承認書の写し●	△	△	△	△	△	△	△	△		
無資産証明書	△									
現在使用している所の写真【既存利用地がある場合】	拡張	拡張	△	△	拡張	拡張	△			
現在使用している所の配置図【既存利用地がある場合】	拡張	拡張	△	△	拡張	拡張	△			
戸籍抄・謄本の写し【分家住宅の場合】	△									
貸家・アパートの賃貸借契約書の写し	○									
営業証明・開業届出済証明書【個人事業主の場合】		△	△	△	△					
売電収益のシュミレーション								○		
隣接土地所有者の同意書（地目田、畑、採草放牧地）地番、地目、面積記載			白地	白地					○	
誓約書（地番、地目、面積記載）			○	○						
委任状（代理人の場合 電話番号・FAX番号記入）★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民票の写し（譲受人や土地所有者が久喜市外在住の場合）● （現住所が土地登記簿謄本と異なる場合）●										

※上記の書類の他、案件により必要となる場合があります。

1 申請書について

4条の場合は2部、5条の場合は3部とする。

2 書類について

- (1) 公図・位置図・案内図・配置図
 - 申請地（農地）は赤色で示し隣接地の地目及び所有者を記入すること。
 - 申請地以外の事業地（農地以外）は緑色で示すこと。
 - 敷地拡張の場合、既存地を青色で示し面積を記入すること。
 - 配置図には隣接農地への被害防除及び雨水処理について明記すること。
- (2) 見積書
 - 営農型の太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、設置した設備の撤去費用についての見積書も併せて添付すること。
- (3) 融資証明
 - 親族を含む個人から融資を受ける場合は融資する旨の文書や残高証明書等、融資をする者の意思と資力があることが分かる書類を添付すること。
- (4) 契約書
 - 契約書の案でも良いとするが、金額が明記されていること。
- (5) 免許状等
 - 太陽光発電施設の設置を目的とする場合は、経済産業省発行の設備認定通知書の写し及び電力会社への接続供給申込書の写しを添付すること。
- (6) 農地改良
 - 農地改良等の取扱いに関する要綱で示されている書類とは、工事計画書、作付計画書、地番ごとの作付状況、資金調達計画書、土壌分析表の写しとする。

3 諸注意

- (1) 添付書類については、全て1通とする。用紙の大きさは、申請書にあわせA4サイズとし、左記の添付書類一覧の順序で提出すること。
- (2) 建物を建てる場合、農地法第4条・第5条許可申請の締切日の10日前までに開発申請を行うこと。
- (3) 駐車場を設置する場合、台数の根拠となる資料（例 利用予定者名簿、車検証の写し等）を添付すること。
- (4) 法人登記簿謄本、土地登記簿謄本、公図、残高証明書、住民票等の証明書については、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
- (5) 面積が300㎡以上の盛土については久喜市環境課へ届出すること。
- (6) 都市計画法の開発許可に該当しない資材置場、駐車場、太陽光発電設備、また通常の営農行為等に該当しない農地改良などは、令和7年7月1日から宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続きが必要になる場合があるので、事前に埼玉県東部環境管理事務所に相談を行うこと。

4 許可・申請に係るスケジュール

- (1) 許可申請の受付締切日 毎月1日（締切日厳守、1日が休日の場合は翌開庁日とする。）
- (2) 農業委員会総会開催日 毎月25日頃
- (3) 常設審議委員会開催日 毎月4日頃
※申請農地面積が30a越えの場合、申請した月の翌月の常設審議委員会に諮られます。
- (4) 許可予定日
申請農地面積が30a以下 農業委員会総会3日後頃
申請農地面積が30a超え 常設審議委員会3日後頃

問合せ
久喜市農業委員会事務局 電話0480-85-1111